

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和2年			平成31年 4月末累計	対前年比(件)
	4月件数	先月末累計	4月末累計		
全認知件数	26	83	109	149	-40
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	0	4	4	4	0
窃盗犯	21	60	81	86	-5
侵入盗犯	4	10	14	22	-8
空き巣	2	7	9	9	0
その他	2	3	5	13	-8
乗り物盗	5	17	22	21	1
自転車	5	16	21	18	3
オートバイ	0	1	1	3	-2
自動車	0	0	0	2	-2
非侵入窃盗	12	33	45	43	2
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	2	0	2	2	0
車上ねらい	3	3	6	6	0
自動販売機ねらい	0	0	0	1	-1
その他	7	30	37	33	4
知能犯	1	8	9	33	-24
詐欺	1	7	8	33	-25
その他	0	1	1	0	1
風俗犯	0	2	2	6	-4
その他の刑法犯	4	9	13	20	-7
占有離脱物横領	0	2	2	3	-1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和2年4月末現在(暫定値) 11,606件(前年比 -1,154件、-9.0%)

## 2 刑法犯検挙状況(4月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	70	34	64.2%
窃盗犯	51	14	46.8%

## 3 人身交通事故発生状況(4月末現在)

	件数	対前年比
発生	68	-8
死者	0	±0
負傷者	76	-10

## 4 特殊詐欺の認知状況

令和2年4月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	636	9億0,375万円
オレオレ詐欺	115	3億3,519万円
預貯金詐欺	191	1億7,684万円
架空料金請求詐欺	31	6,378万円
融資保証金詐欺	10	990万円
還付金詐欺	28	3,091万円
その他の手口	5	1,291万円
キャッシュカード詐欺盗	256	2億7,418万円

令和2年4月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	10	1,675万円
オレオレ詐欺	3	445万円
預貯金詐欺	2	686万円
架空料金請求詐欺	1	350万円
融資保証金詐欺	1	1万円
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	3	193万円

## 5 警察からのお知らせ

- (1)キャッシュカードを騙し取る特殊詐欺が増えています。  
栄区で被害が増加している手口は、区役所職員、警察官やデパート職員などをかたった犯人が「医療費の還付金がある」、「あなたのカードが他人に使われた」などと電話かけてきた後、金融機関職員などを装った犯人がキャッシュカードを騙し取りにくる手口です。
- (2)空き巣、忍び込みの被害に注意して下さい。  
無締りの窓や玄関などから侵入されたり、窓を割られて室内に侵入される空き巣や忍び込みに注意して下さい。  
外出する際にはもちろんの事、在宅中でも戸締りをしっかりしましょう。  
人の動きを感知して点灯するセンサーライトや防犯カメラの設置なども、防犯対策としては有効です。
- (3)自転車盗とオートバイ盗の発生が増えています。  
自転車盗やオートバイ盗については、自宅敷地内、マンションやアパート駐輪場でも発生しています。  
確実な施錠とワイヤーロックなどでダブルロックをする  
等を短時間であっても徹底して、被害に遭わないように注意しましょう。

## ※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、4月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町								1	2	3
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目						3			8	11
	小菅ヶ谷2丁目		3					1		2	6
	小菅ヶ谷3丁目								1	1	2
	小菅ヶ谷4丁目							1		2	3
	小山台1丁目									1	1
	小山台2丁目										0
土郷	犬山町										0
	尾月										0
	上之町								1	3	4
	亀井町									1	1
	桂台東						4			3	7
	桂台西1丁目						1		1		2
	桂台西2丁目									1	1
	桂台南1丁目									1	1
	桂台南2丁目									1	1
	桂台北		1								1
	桂台中									1	1
公田町									3	3	
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						1				1
	笠間2丁目						1				1
	笠間3丁目							1		2	3
	笠間4丁目								1	1	2
	笠間5丁目									1	1
田谷	田谷町						2				2
	金井町						1				1
	長尾台町								1	1	2

## 別添資料1

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中野町									1	1
	若竹町										0
	柏陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目					1				3	4
	鍛冶ヶ谷 2丁目		1							1	2
	鍛冶ヶ谷町									1	1
元大橋・庄戸	上郷町						3			6	9
上郷・庄戸	野七里 1丁目						3			1	4
庄戸	野七里 2丁目									2	2
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目									1	1
	庄戸 4丁目										0
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町						1		1		2
豊田	本郷台 1丁目		1								1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目						1				1
	本郷台 5丁目		1							1	2
	飯島町		1					2	2	9	14
	長沼町		1					1	1	1	4
合 計		0	9	0	0	1	21	6	10	62	109

## 栄区内の火災・救急状況について

区連会5月定例会議資料  
令和2年5月20日  
栄消防署

令和2年4月30日現在

## 火災情報

栄区内				
火災発生状況				
年 別	令和2年		令和元年	増△減
	4月	累計		
件 数	0	3	6	△3
火災種別	建 物	0	2	△3
	林 野	0	0	0
	車 両	0	0	0
	船 舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	0	1	1
損害	焼損床面積	0	132	95
	死 者	0	0	△1
	焼死等	0	0	△1
	放火自殺	0	0	0
	負 傷 者	0	0	0

横浜市内				
火災発生状況				
年 別	令和2年	令和元年	増△減	
			件 数	増△減
件 数	273	275	△2	
火災種別	建 物	167	164	3
	林 野	0	1	△1
	車 両	23	16	7
	船 舶	1	0	1
	航空機	0	0	0
	その他	82	94	△12
損害	焼損床面積	2,506	2,855	△349
	死 者	7	11	△4
	焼死等	5	9	△4
	放火自殺	2	2	0
	負 傷 者	40	54	△14

主な出火原因				
	種 別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	1	0	1
2	こんろ	1	2	△1
3	たばこ	0	2	△2
4	配線器具	0	1	△1
5	ストーブ	0	1	△1

主な出火原因				
	種 別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	61	70	△9
2	たばこ	34	52	△18
3	こんろ	31	33	△2
4	配線器具	18	8	10
5	ストーブ	17	12	5

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	1
笠間地区	0	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計			3

【4月中の火災】  
・無火災でした。

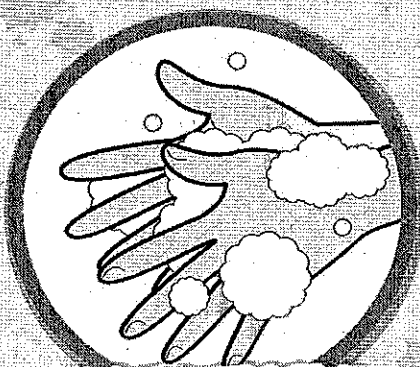
栄区内				
救急状況				
年 別	令和2年		令和元年	増△減
	4月	累計		
件 数	422	2,009	2,103	△ 94
急 病	317	1,511	1,566	△ 55
交通事故	14	53	67	△ 14
一般負傷	80	362	372	△ 10
その他	11	83	98	△ 15

横浜市内			
救急状況			
年 別	令和2年	令和元年	増△減
件 数	64,828	69,286	△ 4,458
急 病	44,943	47,947	△ 3,004
交通事故	2,761	3,262	△ 501
一般負傷	11,797	12,090	△ 293
その他	5,327	5,987	△ 660

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

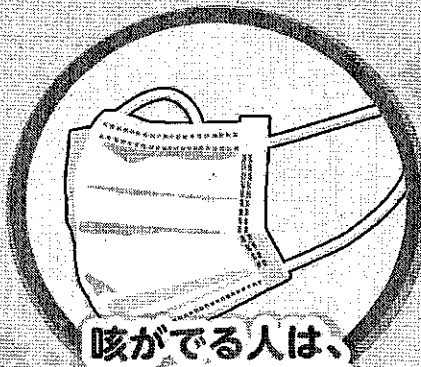
インフォメーション

# 新型コロナウイルス感染症には、 基本的な感染予防対策が有効です。



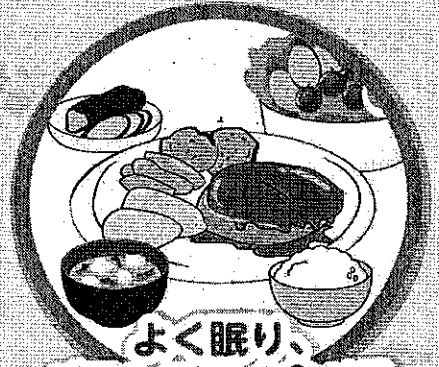
**こまめに手を洗う**

帰宅時や調理の前後、食事前などにせっけんを使って洗いましょう。アルコール消毒も有効です。



**咳がでる人は、マスクを着ける**

自分の咳やくしゃみの飛沫で他の人に感染させないために、マスクやハンカチを使って、口や鼻をおさえましょう。



**よく眠り、バランスよく食べる**

体力が低下すると感染しやすくなり、また、感染した時に症状が重くなってしまうことがあります。

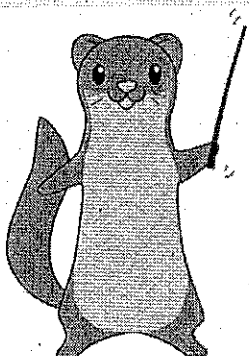
横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンターを開設しました。

受付時間  
9:00~21:00  
(土日祝日を含む)

**045-550-5530**

横浜市 新型コロナ 検索

横浜市健康福祉局  
健康安全課



## 横浜市における特別定額給付金について

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

本市においても、早期の給付開始に向け、準備を進めておりますので、現在の状況を連合町内会長及び各単会長あてに情報提供させていただきます。最新の情報につきましては、随時、本市ホームページや広報よこはま等において、周知してまいります。

## 1 特別定額給付金の概要

## (1) 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者

## (2) 受給権者

その者の属する世帯の世帯主

## (3) 給付額

給付対象者1人につき10万円

## (4) 申請方法

## ア 郵送申請方式

横浜市から受給権者あてに郵送された申請書に振込先となる銀行口座等を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに横浜市に郵送する方式

## イ オンライン申請方式（マイナンバーカードを所持している世帯主が利用可能）

マイナポータルから、受給対象者の氏名や生年月日のほか、振込先となる銀行口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請する方式

※電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類のアップロードは不要

## (5) 申請期限

郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

## (6) 給付方法

原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振込み

## (7) その他

配偶者やその他親族からの暴力等により、市外から、もしくは市内で避難している場合は、現在の居住地（避難先）に住民票を移していなくても給付金を受け取ることができる可能性があります。

詳しくは、総務省の「特別定額給付金コールセンター：0120-260020」へお問い合わせください（5月18日（月）以降は、「横浜市特別定額給付金受付センター」でも対応します）。

## 2 スケジュールについて

月 日	内 容
5月12日	オンライン申請受付開始
5月18日	横浜市特別定額給付金受付センターの開設
5月29日頃(予定)	郵送申請用の申請書の発送開始
5月下旬見込	オンライン申請者への給付開始
6月上旬(予定)	郵送申請者への給付開始

## 3 詐欺の注意喚起について

給付金に関連して、国、県、市・区役所が次のようなことをすることは【絶対に】ありません。

- ・「暗証番号」「口座番号」「マイナンバー」などをお聞きすること
- ・「通帳」「キャッシュカード」などをお預かりすること
- ・現金自動支払機(ATM)の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

<「怪しいな」と思ったら下記へご連絡ください>

- ・お近くの警察署もしくは警察相談専用電話(#9110)
- ・消費者ホットライン(局番なしの「188」)
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン(0120-213-188)

## 4 お問い合わせ

**横浜市特別定額給付金受付センター**

(コールセンター)

**0570-045592**

※5月18日(月)に開設。9時から17時まで(5・6月は土・日曜も対応)

- ・特別定額給付金コールセンター(総務省:0120-260020)もご利用いただけます。
- ・FAXは市民局総務課定額給付金担当(681-8379)へお送りください。



## 国の「サポカー補助金」について

## 1 趣旨

サポカー（セーフティ・サポートカー）の普及を進め、高齢運転者による交通事故を減らすため、経済産業省及び国土交通省による「サポカー補助金」の申請受付が始まっています。

市内におけるサポカー普及のため、より多くの皆様に「サポカー補助金」を活用いただけるよう、各自治会・町内会掲示板への啓発ポスター（別添資料表面）掲出について、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、この補助金の申請受付は、令和 2 年 3 月から開始されていますが、予算がなくなり次第終了となります。

※新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえ、ポスター掲出時期等は改めて調整させていただきます。

## 2 補助金の概要

## (1) 対象者

令和 2 年度中に 65 歳以上となる方

(令和 2 年度中に 65 歳以上となる運転者を雇用する事業者を含む)

## (2) 補助対象車両等及び補助額

ア サポカー車両（新車・中古車）の購入に対する補助（車両購入者が申請）

搭載される機能	新車 (R1. 12. 23 以降新規登録)		中古車 (R2. 3. 9 以降登録)
	登録車 (軽以外)	軽自動車	
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者) ・ペダル踏み間違い時急発進抑制装置	10 万円	7 万円	4 万円
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)のみ	6 万円	3 万円	2 万円

イ ペダル踏み間違い時急発進抑制装置の取付けに対する補助(認定取扱事業者が申請)

・障害物検知機能つき (R2. 3. 9 以降取付)	4 万円
・障害物検知機能なし ( " )	2 万円

## 3 「サポカー補助金」に関する問合せ先

一般社団法人 次世代自動車振興センター

コールセンター：0570-05-8850 受付時間 9：00～17：15（土・日・祝日は休み）

(担当)

道路局 交通安全・自転車政策課  
酒井 電話 045-671-2775

65歳以上の方対象

※令和2年度中に65歳以上となる方

# サポカー 補助金制度 始まりました。

対歩行者衝突被害軽減ブレーキ搭載車の購入等を支援します!

(詳しくは裏面をご覧ください)

登録車(新車)

最大 **10** 万円

軽自動車(新車)

最大 **7** 万円

後付け装置

最大 **4** 万円

中古車

最大 **4** 万円

お問い合わせはこちら コールセンター 0570-05-8850 (受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝祭日休み))

日本自動車工業会 日本自動車販売協会連合会 全国軽自動車協会連合会

日本自動車輸入組合 日本中古自動車販売協会連合会

**サポカー補助金**は、高齢者の交通事故防止対策の一環として、「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載する車の購入、及び「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」の購入等を支援する制度です。

補助金を申請出来るのは、令和2年度中に65歳以上となる方で、対象装置を搭載した自動車を購入、又は後付けの対象装置を購入された方となります。<sup>※1</sup>

※1 令和2年度中に65歳となる方については、令和2年度中に対象装置を搭載した自動車を購入、又は後付けの対象装置を購入された方が対象になります。

令和2年3月9日から申請受付を開始しています。

申請先は、一般社団法人「次世代自動車振興センター」となります。

<http://www.cev-pc.or.jp/> (申請総額が予算額を超過する場合、申請締切前であっても募集終了となります)

### 車両購入補助について

- 新車：令和元年12月23日以降<sup>※2</sup>に、新車新規登録又は新車新規検査届出された自動車が対象となります。  
※2 同日以降に補助対象に追加された車種については、追加された日から対象になります。
- 中古車：令和2年3月9日以降に、中古車として登録(登録車)又は検査証交付(軽自動車)された自動車が対象となります。

#### ●対象装置と補助額：

対象の装置と補助額は下記①②及び右記の通りです。

①対歩行者衝突被害軽減ブレーキ

②ペダル踏み間違い急発進抑制装置

	①と②を搭載する自動車を購入した場合	①のみを搭載する自動車を購入した場合
新車(登録車)	10万円	6万円
新車(軽自動車)	7万円	3万円
中古車	4万円	2万円

- 対象車種の詳しい情報は、経済産業省・国土交通省のホームページで公表されております。

### 後付け装置補助について

- 令和2年3月9日以降に、認定された店舗において、販売・取付けされた後付け装置が対象となります。

#### ●対象装置と補助額：

対象の装置と補助額は右記の通りです。

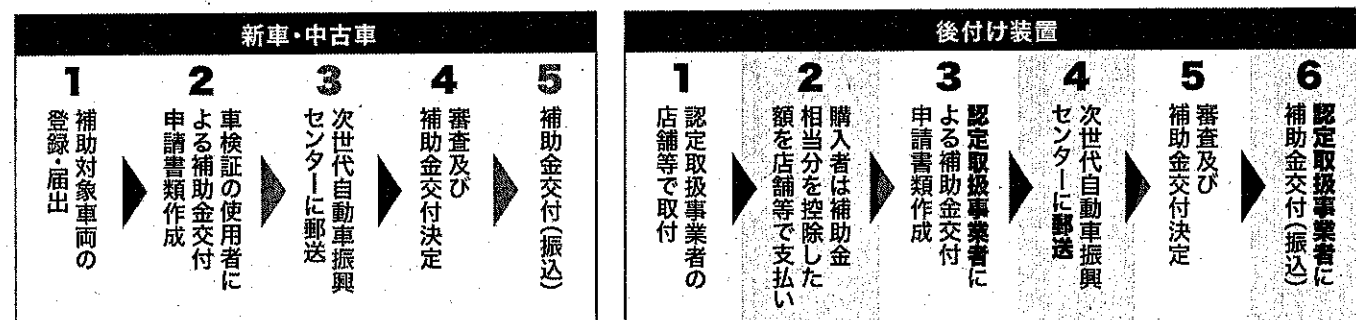
装置名	補助額
障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置	4万円*
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	2万円

\*補助額は条件により異なります。

- 補助金を申請出来るのは、後付け装置を販売する「後付け装置取扱事業者」として認定を受けた方となります。対象装置を購入された方ではありません。(購入時に、後付け装置の設置に要する費用から補助額が控除された額を支払います)

- 認定された店舗の詳しい情報は、一般社団法人 次世代自動車振興センターのホームページで公表されております。

### 補助金申請～交付までの流れ



市連会5月定例会説明資料  
令和2年5月12日  
都市整備局IR推進課

## 横浜IR（統合型リゾート）について

3月6日から4月6日まで意見募集をしていました「横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）」のパブリックコメントについては、多くの市民の皆様からご意見をいただくことができました。広報などについての御協力ありがとうございます。

今回は市民の皆様から頂いたご意見の提出者数（速報値）をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本市においても感染症への様々な対応を最優先事項として取り組んでいます。厳しい状況に変化はありません。今まで区域整備計画の認定申請期間を見据え、実施方針等の6月公表に向け作業を進めてきましたが、こうした状況を総合的に勘案し、実施方針等の公表時期を2カ月遅らせ8月とすることとしました。

引き続き、市民の皆様への説明を丁寧に行いながら、事業を進めていきます。

資料（裏面）横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）パブリックコメントの意見の提出者数（速報値）について

担当 都市整備局IR推進課

TEL 671-4135

FAX 550-3869

## 横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案） パブリックコメントの意見の提出者数（速報値）について

横浜市は、今後想定される人口減少や超高齢社会の進展などによる社会経済状況の変化においても、将来にわたり成長・発展を続けていくための一つの手法として特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）に基づき「山下ふ頭」において特定複合観光施設区域整備の実現を目指しています。

横浜IRの方向性（素案）のパブリックコメントについて、市民の皆様からいただいたご意見の提出者数（速報値）をお知らせします。

横浜市パブリックコメント手続きにおいて、過去最多となるご意見をいただきました。

今後、8月のパブリックコメント結果及び横浜IRの方向性の公表に向けて取りまとめ等の作業を進めます。

### 1 パブリックコメントの概要

#### (1) 意見募集期間

令和2年3月6日（金）から4月6日（月）まで

#### (2) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

#### (3) 実施結果（速報値）

令和2年4月17日現在

提出方法	意見の提出者数
郵送	1,782
ファクシミリ	1,198
電子メール	1,746
直接持参	345
合計	5,071

※本実施結果は、4月17日現在の速報値であり、今後公表するパブリックコメント結果と異なる可能性があります。

#### 【参考】過去、意見提出者数が多かった横浜市のパブリックコメント手続き

案の名称	意見募集期間	意見の提出者数	意見の件数
長期ビジョン素案について	平成18年1月16日から2月28日まで	4,715	10,172
次期中期計画素案について	平成18年9月19日から10月20日まで	873	2,779
横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）について	平成30年5月14日から6月22日まで	830	2,129

### 2 スケジュール

4月～7月 意見取りまとめ、素案修正等

8月 パブリックコメント結果、横浜IRの方向性の公表

お問合せ先

都市整備局IR推進課担当課長 田川 和弘 Tel 045-671-2669

## I 基本目標

# 地域で支え合う セーフコミュニティ さかえ



いたち川から本郷台駅へ続く広場

## II 目標達成に向けた施策

- 施策1 未来へ向けたまちづくり
- 施策2 栄の魅力 向上と発信
- 施策3 福祉保健・セーフコミュニティの推進
- 施策4 防災力・減災力の強化

## III 目標達成に向けた組織運営

### 正確・丁寧・親切

- ・各種制度を正確に理解した事務手続
- ・栄区役所スマイルガイドに基づく丁寧な対応
- ・お客様の気持ちに寄り添う親切な行政サービス

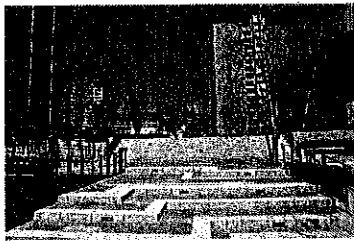
### 地域に寄り添う・協働・現場主義

- ・地域の声や栄区の特徴を踏まえた事業
- ・区民、企業、各種団体等の皆様との協働
- ・地域ニーズや社会情勢の変化に対応する現場主義

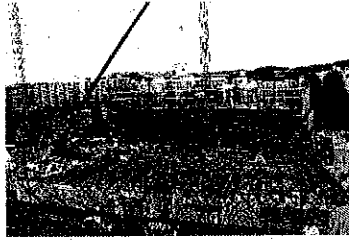
### 人材育成・リスク管理・ワークスタイル改革

- ・チーム栄として課の枠を超えた人材育成と連携
- ・幅広いリスクに対する着実な対応
- ・業務効率化と働き方の見直し

施策1 未来へ向けたまちづくり



いたち川から本郷台駅へ  
続く広場



建設中の複合公共施設



園芸講座



取組	内容
本郷台駅周辺のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区センター、区民活動支援センター、地域ケアプラザの複合公共施設開所に向けた調整</li> <li>◆活性化や賑わい創出に向けた検討</li> </ul>
交通改善による 温暖化対策実証実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者の運転免許自主返納プロモーション</li> </ul>
花いっぱい魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆園芸講座の開催</li> <li>◆本郷台駅前植栽柵への植樹等</li> </ul>

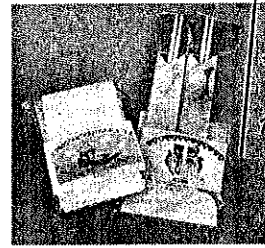
施策2 栄の魅力 向上と発信



栄区ならではのおもてなし

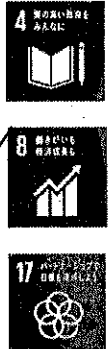


本郷台駅前まつり



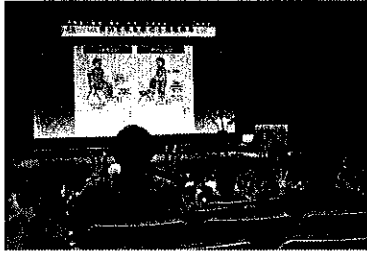
出生・結婚おめでとうプレゼント  
(ガーゼハンカチ・祝箸)

区内の障害福祉  
事業所の皆さんが  
心を込めて  
作っています!



取組	内容
栄区ならではのおもてなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区内で活動する団体の皆様と連携し、外国からのお客様をおもてなし</li> <li>◆担い手を広げる講座等</li> </ul>
商店街にぎわい創生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆商店街紹介のホームページ作成</li> <li>◆地域や各種団体と連携したイベント等</li> </ul>
タッチーくんの魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆イベント等への参加やSNS等による情報発信</li> </ul>
セカンドキャリア支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中高年層のセカンドキャリア選択の支援について調査・検討</li> </ul>
出生・結婚おめでとうプレゼント	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出生届・婚姻届を提出されたお客様に、お祝いメッセージ入りの記念品を贈呈</li> </ul>
税に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆税の啓発チラシや啓発グッズを作成し、小学校での出前講座や区民まつりで活用</li> </ul>

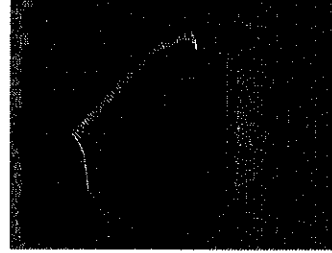
# 施策3 福祉保健・セーフコミュニティの推進



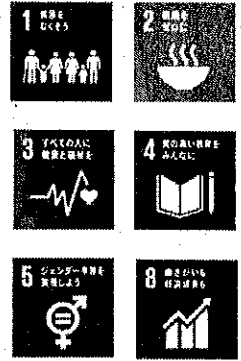
さかえ・つながるフォーラム



通学路の安全見守り  
(交通安全対策分科会)



振り込め詐欺被害防止用  
簡易型自動録音機(例)



取組	内容
健康長寿 さ・か・え	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康状態実態調査結果の報告会の実施</li> <li>◆健康に関する講座及び測定会の開催</li> </ul>
地域福祉保健計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域のニーズや課題解決に向け、取組を推進</li> <li>◆第4期栄区地域福祉保健計画の策定</li> </ul>
障害理解の推進	◆障害福祉事業所から区役所窓口への花のデリバリー実施
生活困窮セーフティーネット強化	◆アウトリーチパートナー(地域支援者)向け研修の実施等
妊娠期からの切れ目ない支援	◆母子手帳交付時から見通しをもった生活が送れるよう相談・支援を実施
特定健診・がん検診受診率向上	◆リーフレット「だから、「けんしん」を受けよう！」を活用した周知
セーフコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆8つの分科会の取組について、PDCAを実践</li> <li>◆PR動画の作成</li> </ul>
こども安全対策分科会	◆全小学生に配布する「セーフコミュニティ連絡帳」を作成
スポーツ安全対策分科会	◆けが予防講習会やウォーキング講習会・イベントの実施
児童虐待予防対策分科会	◆いのちの授業、赤ちゃんふれあい体験の実施
交通安全対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学校スクールゾーン対策協議会との連携</li> <li>◆自転車乗車時のヘルメット着用啓発活動</li> </ul>
高齢者安全対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆転倒予防体操及び住環境改善の啓発</li> <li>◆冬のヒートショック予防対策の啓発</li> </ul>
災害安全対策分科会	◆訓練項目の指定による、区全体の避難所運営強化
自殺予防対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハートフルサポーターの養成</li> <li>◆リスク者向けのリーフレット等の配布</li> </ul>
防犯対策分科会	◆電話機に取り付ける簡易型自動録音機1,000台を配布



## 施策4 防災力・減災力の強化



広報スピーカー



地域防災拠点の訓練  
(災害時におけるトイレの説明)



防災マップ・  
栄区避難所マップ風水害編



取組	内容
水害及び震災対策・ 区本部機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災マップ、栄区避難所マップ風水害編の配布</li> <li>◆広報スピーカーの出力アップ</li> <li>◆河川水位警告灯の設置</li> <li>◆災害用ゴムボート等の配備</li> </ul>
地域防災拠点支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆資機材の点検・修繕</li> <li>◆広域避難場所表示看板等のメンテナンス</li> <li>◆連絡協議会、出前講座の開催</li> </ul>
福祉避難所開設・運営円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆訓練支援物資の配布</li> </ul>
災害時要援護者避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要援護者の避難支援訓練等経費の一部補助</li> <li>◆講演会の実施</li> </ul>
ペット防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ペット同行避難用テントの配布</li> </ul>

★施策1から4右上のマークは、SDGs（※）の17の目標との関連性を示しました。

※SDGsとは、世界が抱える様々な問題を解決し持続可能な社会を実現するために国連で世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。  
各目標の内容は5ページの参考資料をご覧ください。  
2018年6月、横浜市は「SDGs未来都市」に選定されました。

★施策に掲載した内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、中止・変更となる場合がございます。

★主な事業・取組は栄区が独自に予算編成を行った事業のうち、主要な事業を掲載しています。  
その他の事業などについては、令和2年度栄区個性ある区づくり推進費予算をご覧ください。

令和2年度 栄区予算

🔍 検索

または、

<https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kusei/unei-hoshin-yosan/yosan/>

運営方針に関するお問い合わせ先 区政推進課企画調整係（本館4階 45番窓口）

☎ 894-8161 FAX 894-9127

# 参考資料

## 参考1 セーフコミュニティとは

「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちに与えられる国際認証です。

栄区は、平成25年10月に日本で7番目、行政区では唯一認証を取得し、平成30年10月に再認証を取得しました。

栄区セーフコミュニティ

検索



## 参考2 SDGsの17の目標

	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b></p>	

#### 第4期栄区地域福祉保健計画の骨子について（報告）

昨年度より、第4期栄区地域福祉保健計画の策定を進め、昨年度11月に第4期計画の「基本理念と目標（案）」についてご報告しました。この度、活動者アンケートや、関係団体ヒアリング、栄区地域福祉保健計画策定・推進会議委員の皆様のご意見などを反映し、骨子ができました。

今後は、骨子を基に第4期計画を策定してまいりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

（参考）これまでの経過と今後のスケジュール

平成30年度	中間振り返り
令和元年度	
6月	栄区地域福祉保健計画策定・推進会議
	第4期計画に向けてのグループワーク
9月～12月	地域活動者アンケート
10月	栄区地域福祉保健計画策定・推進会議
	第4期計画の基本理念と目標について
12月～2月	関係団体ヒアリング
3月	栄区地域福祉保健計画策定・推進会議<書面開催>
	骨子案について（意見照会）
令和2年度	
4月	骨子完成
11月～12月	素案 → 意見募集
3月	第4期計画完成

（担当）

栄区役所福祉保健課事業企画担当

大野、坪内、兼清

電話 894-6962 FAX 895-1759

Eメール sa-fukuhoplan@city.yokohama.jp

栄区地域福祉保健計画



みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ

# さかえ・つながるプラン



## 第4期計画 骨子

栄区役所・栄区社会福祉協議会

栄区役所福祉保健課

〒247-0005 栄区桂町 303-19

電話:045-894-6962 FAX:045-895-1759

E-mail:sa-fukuhoplan@city.yokohama.jp

栄区社会福祉協議会

〒247-0005 栄区桂町 279-29

電話:045-894-8521 FAX:045-892-8974

E-mail: office@sakaeku-shakyo.jp

## 1 栄区地域福祉保健計画について

### (1) 趣旨

「地域福祉保健計画」とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域住民、関係団体、事業者、公的機関等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進める計画です。

栄区では、平成17年から「栄区地域福祉保健計画」を策定し、様々な団体が協力しながら、計画を進めてきました。

「栄区地域福祉保健計画」は、区計画と地区別計画で構成されています。それぞれの内容は、以下のようになっています。

	盛り込む内容
区計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉保健に関する区の方針</li><li>・地区別計画の活動を支える取組</li><li>・区域全体に共通する課題に対する取組（各種団体、施設等）</li><li>・区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組 など</li></ul>
地区別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組</li><li>・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりの取組</li><li>・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組 など</li></ul>

### (2) 第4期計画の計画年度

令和3年度～令和7年度（5年間）

## 2 栄区の福祉保健を取り巻く現状と課題

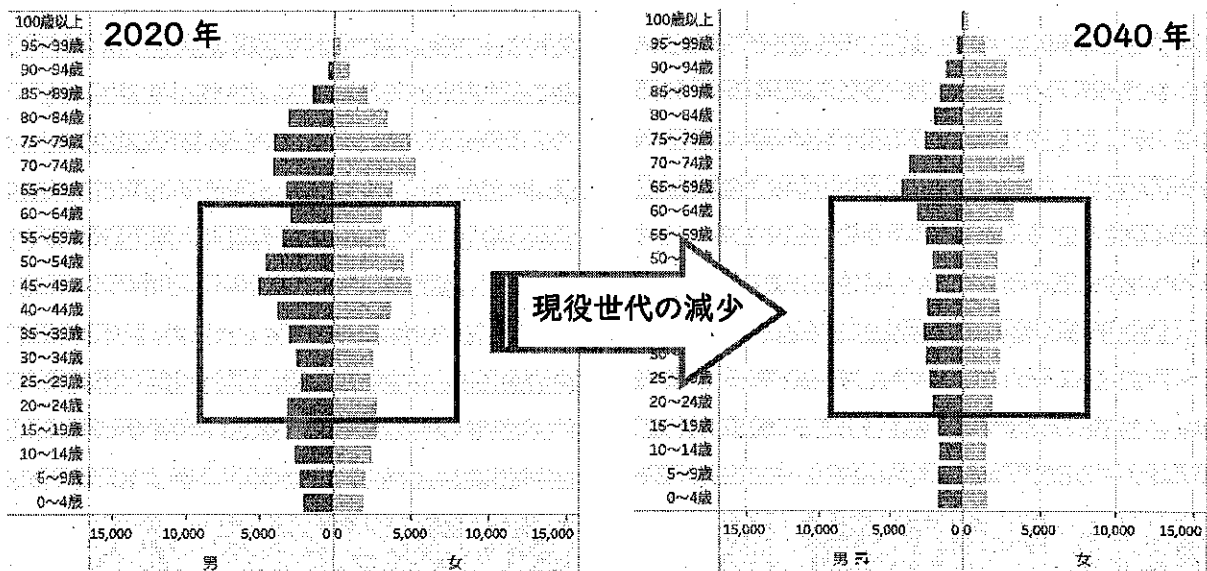
### (1) 社会的背景・課題

#### ア 栄区の人口構成と課題

栄区は、高齢化率が18区の中で30.8%と一番高い一方、介護認定率は15.8%と一番低いという特徴があります。今後も高齢化が進み、後期高齢者の数も増加することが見込まれています。一方、出生数は減少傾向で、少子高齢化が続くことが予測されます。

このため、従来から言われている2025年問題「団塊世代の後期高齢者への突入」から、新たに2040年問題として「現役世代の急減」が危惧されるようになってきました。社会保障の問題だけでなく、現役世代が急減する中で、社会の活力維持向上が課題とされ、多様な就労・社会参加の促進、健康寿命の延伸を目指すこと、また、需要の増加に伴う医療・介護のサービス確保が必要とされています。

横浜市栄区将来人口推計 人口ピラミッド



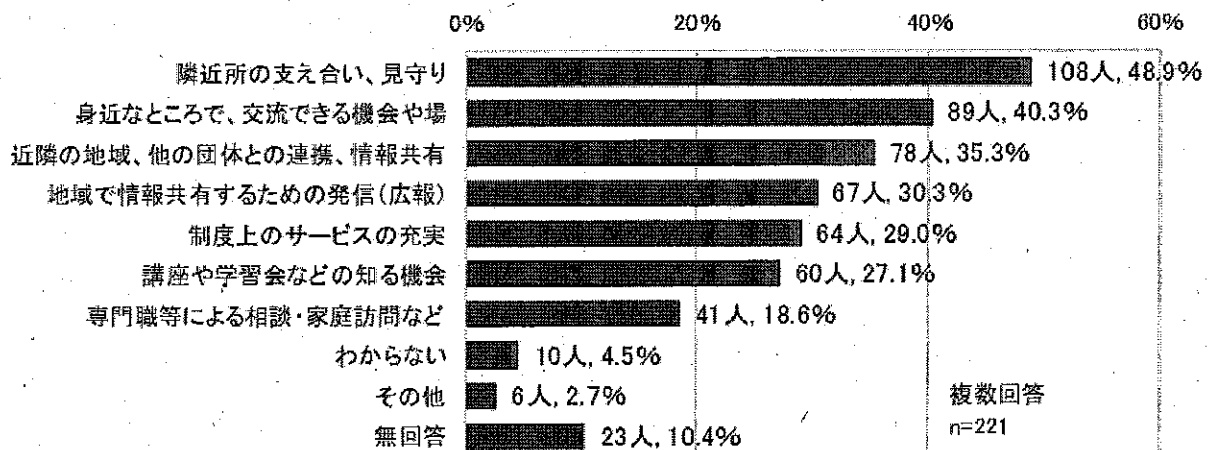
(出典:横浜オープンデータポータル)

## イ 包括的支援のための仕組みづくり

核家族化、共働き世帯の増加などライフスタイルが多様化しており、新たな課題が出てきています。8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、包括的な支援体制の構築が求められています。高齢者、障害者、こども等分野を超えた相談窓口等の連携体制、地域資源の活用による、制度や分野のはざまの問題への対応が必要となっています。

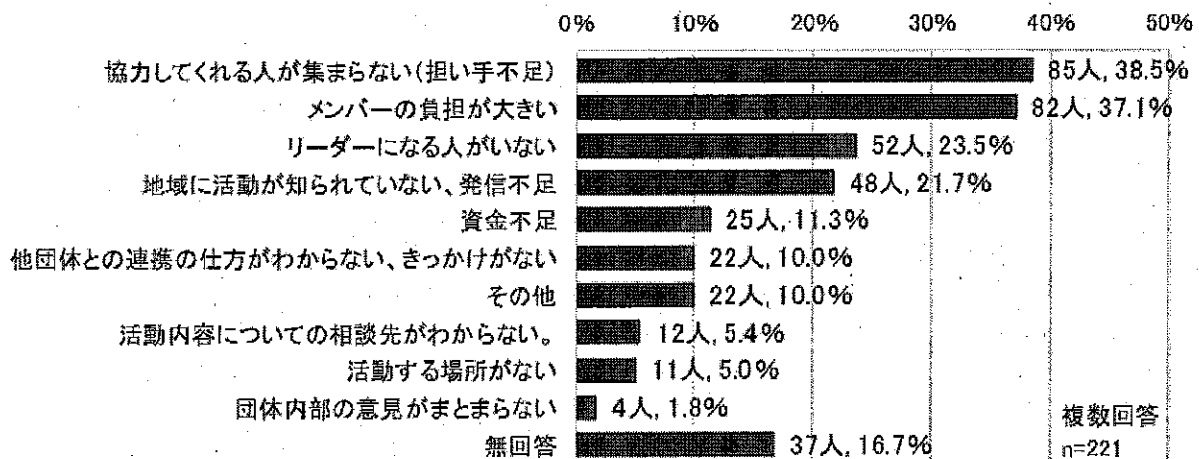
支援体制づくりとともに、支援に関する地域での周知を進め、必要な支援の情報が本人、家族に届くような環境づくりも必要となっています。

### 第3期地福「基本理念」に向けてあったら良い取組



(出典:地域活動者アンケート)

### 現在の活動を進める上での課題



(出典:地域活動者アンケート)

## (2) 現状と課題を整理するためのキーワード

第3期栄区地域福祉保健計画の中間振り返りや栄区地域福祉保健計画策定・推進会議でいただいたご意見、団体ヒアリング、地域活動者アンケート等を踏まえて、栄区の福祉保健を取り巻く現状と課題を整理するため、キーワードを抽出しました。

### 【現状と取組の成果】

- 少子高齢化の進展
- 地域住民の交流が充実
- 地域包括ケアシステムの構築スタート

### 【活動を進める上での課題】

- 活動の担い手不足
- リーダーとなる人材の不足
- 地域に活動が知られていない

### 【「地域活動者アンケート」であげられた、今後、取り組んでいきたいこと】

- 買い物支援 ○孤立予防 ○外出支援 ○在宅医療の充実 ○認知症予防
- 障害等の理解(普及啓発) ○ひきこもりへの支援 ○虐待防止 ○就労支援
- 学習支援 ○居場所づくり ○見守り ○地域の助け合い ○災害時の支援
- 防犯 ○介護者、養育者、家族への支援

### 【栄区地域福祉保健計画策定・推進会議・ヒアリング等であがった項目】

- 成年後見制度の普及 ○けんしん受診率の向上 ○歯科口腔ケアの啓発 ○食育
- 健康づくり ○健康寿命の延伸 ○こどものSNSの利用方法の啓発 ○少子化への対策
- 世代間のつながり ○災害への備え ○振り込め詐欺防止 ○他団体との連携促進
- 生活困窮への理解 ○社会的孤立への理解 ○地域での情報共有が進まない
- 地福計画が知られていない



### 3 基本理念と目標

- ・計画の基本理念については、第3期計画で進めた取組の継続性を重視するという考えから、第3期計画の基本理念をそのまま引き継ぎます。
- ・計画がめざす姿を示す目標については、これまで進めてきた取組を念頭に、3つにまとめました。



## 第4期計画 基本理念と目標

### 《基本理念》

**みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ**

### 《目 標》

#### 1 誰もが身近な地域でいきいき暮らせるまちに

こどもから大人まで、高齢者、障害のある方など、誰もが社会とのつながりの中で暮らし、様々な活躍・参加の機会を得て、生きがいを持って地域で暮らせるまちをめざします。

#### 2 お互いさまで支えあうまちに

地域では、子育て中の方、認知症の方、障害のある方、生活に困っている方など、様々な方が暮らしていることを理解し、支える側、支えられる側を分けることなく、「お互いさま」の関係で支えあうまちをめざします。

#### 3 様々なつながりがあり情報が行きとどくまちに

地域の中の団体同士のつながりを深めるとともに、地区を超えたつながりや施設や企業など、様々な主体がつながり、お互いを知り合い、連携できるまちをめざします。

## 4 目標実現に向けた取組

### 目標1 誰もが身近な地域でいきいき暮らせるまちに

子どもから大人まで、高齢者、障害のある方など、誰もが社会とのつながりの中で暮らし、様々な活躍・参加の機会を得て、生きがいを持って地域で暮らせるまちをめざします。

#### 視点1 社会とつながりいきいきと暮らす

- 地域活動や趣味の活動についての情報提供を進めます
- 地域活動やボランティア活動への参加のきっかけとなる機会を提供します
- 活動に興味を持った方が担い手になってくださるよう、団体とのコーディネートを進めます
- 身近な地域でさまざまな交流ができる場をつくっていきます

#### 視点2 健やかに暮らす

- 健康長寿を維持できるよう、食育等の講座を開催していきます  
また、自分の健康状態をチェックできる取組を進めます
- 子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援を進めます
- セーフコミュニティの考え方に基づいた事故防止の取組を進めます

#### 視点3 地域で自分らしく暮らす

- 人生の最後まで自分らしく過ごせるように、準備をするための情報提供を進めます
- 障害や、認知症などの事情によって、財産、権利が侵害されることのないよう、成年後見制度の普及を図ります
- 地域にさまざまな事情を持った方がいることへの理解を広げるため、福祉教育や障害者への合理的配慮の考え方の啓発を進めます

## 目標2 お互いさまで支えあうまちに

地域では、子育て中の方、認知症の方、障害のある方、生活に困っている方など、様々な方が暮らしていることを理解し、支える側、支えられる側を分けることなく、「お互いさま」の関係で支えあうまちをめざします。

### 視点1 見守り、支えあう

- 地域で孤立することなく、つながりがもてるように、さまざまな居場所づくりを進めます
- 地域で見守りをする上で、役立つ情報(病気や障害についての知識、相談窓口など)を広めていきます
- 日常生活のちょっとしたお困りごとを地域の支え合いで解決する取組を進めます

### 視点2 地域の安全・安心を支えあう

- 災害に備えて、要援護者支援の取組を進めます
- 児童虐待防止におけ、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めます
- 子どもたちを犯罪から守るために、SNS等の利用についての正しい知識の普及を図ります
- 振り込め詐欺の被害を出さないように啓発を進めます

## 目標3 様々なつながりがあり情報が行きとどくまちに

地域の中の団体同士のつながりを深めるとともに、地区を超えたつながりや施設や企業など、様々な主体がつながり、お互いを知り合い、連携できるまちをめざします。

### 視点1 情報がとどき、つながる

- 計画の取組が広く共有できるよう、様々な手段を使って情報発信していきます
- 地区の取組や各種団体、施設の取組が情報交換できるような機会をつくっていきます
- 新たな課題について、タイムリーに情報提供し、みんなで取組を検討していきます

### 視点2 様々な団体・主体がつながる

- 同じような取組を進めている団体同士がつながれるよう、情報交換の機会を提供していきます
- つながりの少なかった団体同士の連携、分野・主体を超えた連携ができるようコーディネートし、新たな取組をつくりだしていきます

栄区福祉保健課長

## 災害時要援護者避難支援訓練等の経費の一部補助について（依頼）

令和2年度栄区災害時要援護者支援事業では、日頃からの地域と災害時要援護者との関係づくりを進めていただくことを目的として、自治会・町内会が実施する災害時要援護者避難支援訓練に対して、経費の一部を補助します。ぜひご活用ください。

なお、今年度より、交付要件等を以下のとおり、改正しましたので、ご留意ください。

### 1 申請書類の提出期限について

令和2年7月22日（水）

### 2 提出方法

郵送または持参にてご提出ください。

＜主な改正点＞（詳細は「令和2年度 災害時要援護者支援事業補助金 募集案内」のとおり）

#### (1) 補助対象経費（費目）の明確化

- ・申請にあたり、経費の費目を明確にするため、申請様式を変更します。
- ・食糧費について、訓練または研修等にかかる「飲料代」のみを対象とします。

#### (2) 補助期間の見直し

- ・1補助事業者（自治会・町内会）につき、3年を上限とします。（今年度分～）

※ 募集案内・申請書類等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできます。

【URL】[https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html)

担当 福祉保健課事業企画担当 大野、藤森

電話 894-6962 FAX 895-1759

メールアドレス sa-youengo@city.yokohama.jp

# 令和2年度 災害時要援護者支援事業補助金

## 募集案内

災害時要援護者（以下「要援護者」といいます。）に対する避難支援等の訓練※1を通じて、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを進めていただくため、栄区内の自治会・町内会が実施※2する災害時要援護者避難支援訓練に対して、経費の一部を補助します。

※1 要援護者の参加を得て実施する避難誘導及びそれに関連する支援活動の訓練をいいます。

※2 地区連合町内会、地域防災拠点等と合同で実施される訓練なども対象となります。

### 1 補助対象経費

栄区内の自治会・町内会が実施する災害時要援護者避難支援訓練等の経費

費目	説明	用途（一例）
備品費	使用物品や使用機材などの購入費	使用物品：防災ずきん、毛布 など 備品：車いす、担架、リヤカー など
食糧費	訓練または、訓練と併せて実施する研修等に係る飲料代（補助金額の10分の1を上限）	訓練参加者の水分補給や研修講師の飲料 など
使用料	施設利用料や機材のレンタル代など	集会場の利用料 など
報償費	講師謝金など	研修の講師派遣にかかる謝礼 など
委託費	訓練の一部を専門業者等に依頼する経費	機材設置にかかる業者への委託費 など
事務費	消耗品の購入、広報やチラシの印刷費、保険料などの材料費や事務費用	周知チラシ、防災マップの作成にかかるコピー用紙の購入、ボランティア保険料 など

※ 令和元年度までは、訓練・研修・交流会等にかかる「食材（茶菓子含む）代」を食糧費として認めていましたが、令和2年度からは、「飲料代」のみを対象とします。

※ 防災倉庫、AED、簡易無線機、備蓄食糧など、防災活動全般に供される物品の調達経費は対象となりません。

※ 「町の防災組織活動費補助金」の補助対象として処理する経費については、本補助金の対象とすることはできません。

## 2 補助金額

補助対象経費の4分の3の範囲内で、1補助事業者（自治会・町内会）当たり 50,000 円を上限とし、予算の範囲内で交付します（今年度予算額 750,000 円）。

※ 申請団体数等によっては、交付決定額が申請額より減額となる場合があります。

## 3 補助期間

1補助事業者（自治会・町内会）につき、3年を上限とします。

※ 補助期間は、今年度（令和2年度）からの適用となります。（昨年度までの実績は、問いません。）

## 4 交付要件

※ 次の全てに該当する場合を対象とします。

○当該年度の4月1日から3月 31 日までの間に、避難支援訓練等を実施する自治会・町内会であること。

○避難支援訓練等に要援護者の積極的な参加を得て、地域の顔と顔が見える関係づくりを進めること。

## 5 交付申請書の提出期限及び提出書類

【提出期限】 令和2年7月 22 日（水）（詳細は、別紙「手続きの流れ」のとおり。）

【提出書類】 ①補助金交付申請書（第1号様式）

②事業計画書（任意書式）

③収支予算書（第1号様式の2）

④団体の規約

※ 提出締切後であっても、予算の上限に達していない場合には申請を受け付けますので、申請前に担当までご連絡ください。

※ 昨年度までは、申請の前にエントリーシートを提出していただきましたが、今年度より直接申請をお願いします。（不明な点は担当までご相談ください。）

### 問い合わせ・申請書提出先

栄区役所 福祉保健課 事業企画担当

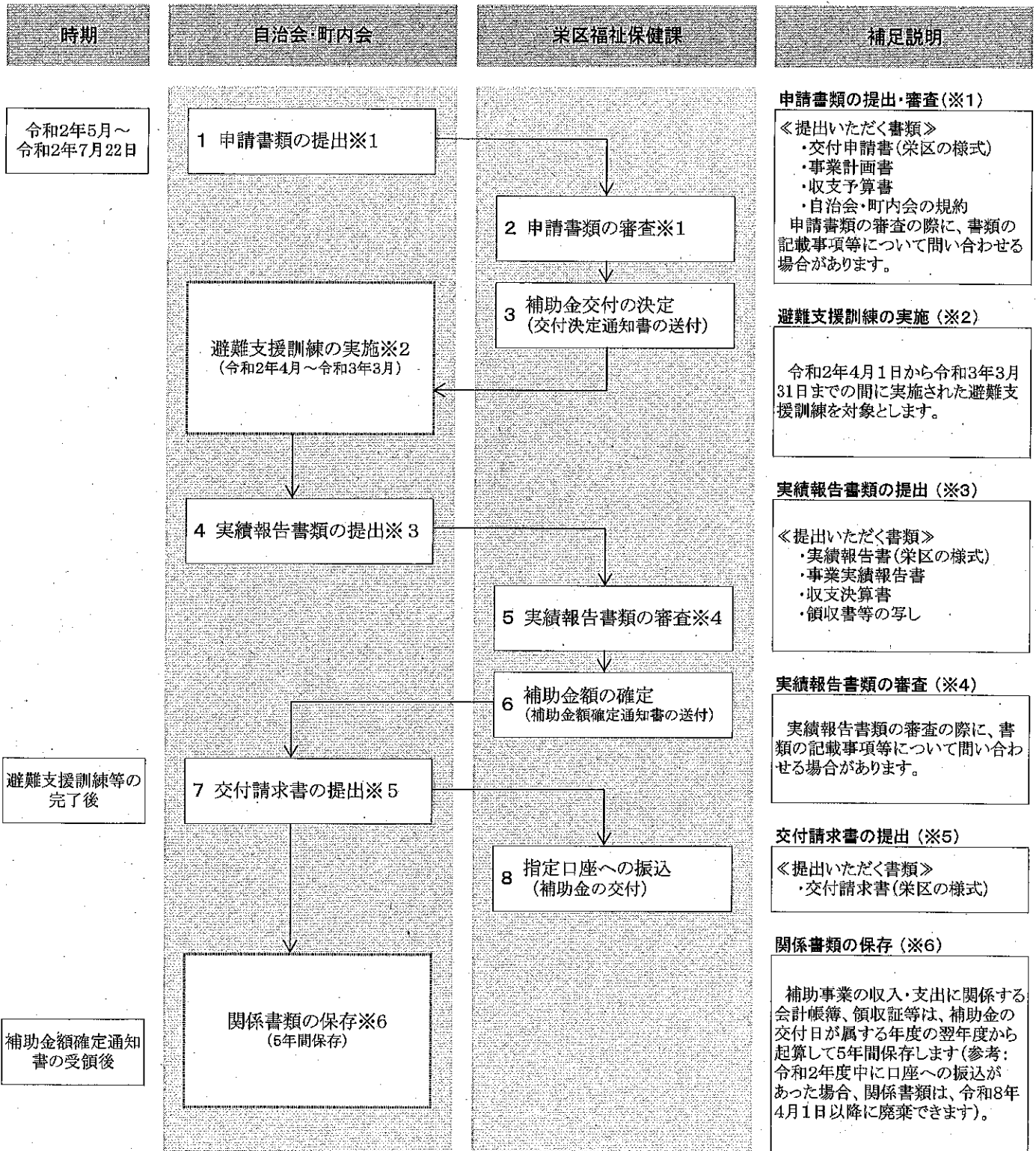
TEL:045-894-6962 / FAX:045-895-1759

Eメール: [sa-youengo@city.yokohama.jp](mailto:sa-youengo@city.yokohama.jp)

※ 募集案内、申請書類等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできますので、ご利用ください。

【URL】[https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html)

(別紙) 令和2年度 栄区災害時要援護者支援事業補助金 手続の流れ



# 令和2年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

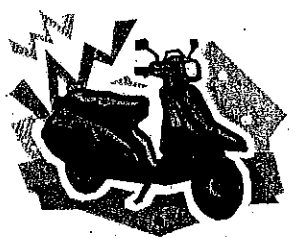
多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期 間

令和2年6月1日（月）～6月30日（火）の1か月間

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり  
暴走は しない させない ゆるさない！



運動の重点

1. 二輪車の交通事故防止
2. 暴走族の追放

◆◆◆令和元年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)		件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)		
	構成率(%)				構成率(%)				
鶴見区	189	2	171	31.2%	金沢区	184	0	158	33.7%
神奈川区	159	2	153	33.5%	港北区	172	2	146	29.0%
西区	75	0	68	25.3%	緑区	105	3	92	29.2%
中区	146	1	137	28.9%	青葉区	158	1	150	26.4%
南区	154	1	131	33.7%	都筑区	126	2	119	26.1%
港南区	154	0	140	31.9%	戸塚区	231	1	214	37.5%
保土ヶ谷区	177	1	171	37.1%	栄区	69	2	64	30.3%
旭区	252	0	228	40.4%	泉区	111	1	98	36.2%
磯子区	108	3	90	32.3%	瀬谷区	118	1	107	28.6%

横浜市内全体	件数	死者	負傷者
	全体を占める 構成率	全体を占める 構成率	全体を占める 構成率
	2,688件	23人	2,437人
	32.0%	46.0%	25.1%



# 各機関・団体の主な取り組み

## 共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

## 横浜市・区

1. 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。
2. 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。

## 警察

1. 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
3. 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
4. プロテクターやエアバッグなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
5. 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
6. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

1. 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の高揚を図ります。
2. 地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
3. 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

## 地域・家庭

1. 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
2. 家庭における交通安全の話し合いを奨励し、「交通安全ひとこえ運動」を推進しましょう。
3. 暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを家族で話し合いましょう。
4. 地域で暴走族追放大会等を実施して、暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

## 教育関係

1. 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。
2. みんなの交通安全教育推進運動「スタートかながわ」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。

## 道路管理者・鉄道事業者

1. 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話(671)2323

## 令和2年度 栄区連合町内会役員名簿(案)

令和2年5月20日

地区連長名	役職名	地区連長就任年月日
磯崎保和 (豊田連合町内会自治会長)	会長	平成20年4月23日
細田利明 (本郷中央連合町内会自治会長)	副会長	平成26年5月21日
田中健次 (小菅ヶ谷連合町内会自治会長)	幹事	平成28年4月24日
山田直樹 (本郷第三連合町内会長)	幹事	平成30年4月28日
芦川弘 (上郷東連合町会長)	幹事	平成30年4月29日
持田忠 (笠間連合町内会自治会長)	会計監査	平成18年5月14日
黒木さち子 (上郷西連合町会長)	会計監査	平成31年4月27日

令和2年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等(案)

各種団体名	役職名	就任者
栄区社会福祉協議会	理事	田中
	評議員	芦川
		山田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	磯崎
	副支会長	持田
		黒木
	委員	細田
		田中
		山田
		芦川
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員(委員長)	細田
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監事	黒木
		芦川
	委員	磯崎
		持田
		細田
		山田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委員	黒木
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監事	黒木
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委員	黒木
栄区地域と学校の協働事業推進協議 会	会長	持田
	委員	山田
栄防犯協会	会長	持田
	副会長	田中
	監事	山田
	理事	磯崎
		細田
		黒木
芦川		
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理事	田中
栄交通安全協会	理事	持田
読書活動推進連絡会議	委員	山田

区連会 5月定例会資料  
令和2年5月20日  
区連会事務局

各地区連合町内会長 様

栄区連合町内会  
会長 磯崎 保和

栄区連合町内会令和元年度事業報告及び収支決算報告並びに  
令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）の結果について

新緑の候 皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、栄区連合町内会4月定例会は新型コロナウイルスの影響で中止となったため、「事業報告・収支決算報告及び事業計画（案）・収支予算（案）」については、書面での議決としておりました。

その結果について下記のとおりご報告いたします。

#### 議案

議案1 栄区連合町内会令和元年度事業報告及び収支決算報告並びに令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）

承認7人、否認0人

#### 結果

議案について、承認されました。

栄区連合町内会事務局  
(栄区役所地域振興課)  
担当：石塚・武内 TEL894-8391  
FAX894-3099